

市民憲章活動支援助成金 Q & A

地域自治課 協働推進係

目次

- Q 1 近年発足し、活動経験が少ない団体ですが、申請は可能でしょうか。
- Q 2 平成29年度の募集团体数は何団体でしょうか。採択・不採択についてはどのように通知されるのでしょうか。
- Q 3 「活動拠点が市内にある団体」とありますが、事務所がなければ対象とならないのでしょうか。
- Q 4 「非営利事業に取り組む団体」とありますが、参加者から、参加費を取って行う事業は対象となるのでしょうか。
- Q 5 申請する団体が、市から運営費の助成金等を受け取っておりますが、この場合は応募ができない団体に該当するのでしょうか。
- Q 6 提出書類に、団体の会則・規約・定款など団体の概要がわかるものとありますが、任意の参加者で集まった会のため、これらのものがありませんが申請できますか。
- Q 7 これまで定期的に行っていた清掃事業について、この助成事業に応募したいと考えておりますが、これは可能でしょうか。
- Q 8 募集要項の事業例以外の事業でも応募は可能でしょうか。
- Q 9 チラシ等の印刷のため団体関係者が所有する機器を利用した場合に発生した経費については助成対象にならないのでしょうか。
- Q 10 電気光熱費などの経費が必要ですが、別表の助成対象科目に無い経費について助成対象にはならないのでしょうか。
- Q 11 除草作業を行うために刈払機の購入を考えています。どの科目で申請したらよいのでしょうか。
- Q 12 活動に使用する機材について、備品購入費と消耗品費のどちらで申請したらよいのか迷っている。判断の基準は？

- Q13 報償費は、どのような場合に計上すればよいのでしょうか。
また、講師に対しての食事の提供を行おうとする場合、どの科目に入れればよいのでしょうか。
- Q14 講師に対して、謝礼の一部として図書券やお土産等の提供を行おうとする場合、助成の対象経費にいれてもよいのでしょうか。
- Q15 会員または構成員から、荷物搬送のためトラック等を借りた場合、使用料で支払うことは可能でしょうか。
- Q16 2年間にわたる事業を計画しています。その場合、来年度も助成事業として採択してもらえるのでしょうか。
- Q17 他の団体と合同で、事業を実施することを考えています。その場合、申請はそれぞれの団体で行ってもよいのでしょうか。
- Q18 助成金はいつ頃に振り込まれますか。
- Q19 総費用が10万円以上の事業についても申請できるのでしょうか。
- Q20 助成金の交付決定書を受け取った後で、事業計画書に記載した内容と異なる事業を行う場合は、どのような手続きが必要でしょうか。
- Q21 事業終了後に実績報告書を提出することになっていますが、その際に添付する資料は何が必要でしょうか。
- Q22 事業終了後に収支報告書に添付する領収書は、どのような形で提出すればよいのでしょうか。
- Q23 事業実施後に収支が黒字となりました、その場合受け取った助成金はどのようなになるのでしょうか。

団体の要件

Q 1 : 近年発足し、活動経験が少ない団体です。
当助成制度を活用したいと思いますが経験は必要でしょうか。

A 1 : 経験は必要ありません。

応募資格が募集要項に示している事項に該当していれば可能です。

- ・ 沼津市内に活動拠点の事務所があり、かつ、市内で活動していること。
- ・ 5人以上の構成員で構成され、かつ、構成員の5人以上が市内に在住、在勤又は在学する者であること。
- ・ 公益の増進に寄与することを目的として非営利事業に取り組む団体であること。
- ・ 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- ・ 沼津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団でないこと。

Q 2 : 平成29年度の募集团体数は何団体でしょうか。
また、採択・不採択についてはどのように通知されるのでしょうか。

A 2 : 同事業は、団体数の制限はなく予算額の範囲内で事業の助成を行うものになります。

平成29年度の助成事業の予算額は40万円になりますので、助成額が10万円の応募案件なら4件までは助成することが可能です。

応募された事業は、市民憲章推進協議会の事業選定委員会にて事業選定を行い、その結果は平成29年7月31日までに申請者に書面で通知します。

2次募集については、現在のところ予定してはおりません。

Q 3 : 「活動拠点が市内にある団体」とありますが、事務所がなければ対象とならないのでしょうか。

A 3 : 任意団体の場合などでは、代表者の自宅等が団体の連絡先となっていることが多く見られますが、その場合、その住所及び活動場所が沼津市内である場合、申請することが出来ます。

Q 4 : 「非営利事業に取り組む団体」とありますが、参加者から、参加費を取って行う事業は対象となりますか。

A 4 : 対象になりますが、営利を目的としたものではないことが条件となります。

よって助成額については、総費用額から参加費等の収入を差し引いた助成対象に相当する額を上限 10 万円まで交付します。

Q 5 : 申請する団体が、市から運営費の助成金等を受け取っておりますが、この場合は応募ができない団体に該当するのでしょうか。

A 5 : 募集要項に示してありますとおり、事業費に対する助成金等を受けている場合は、その事業は応募の対象外となります。

しかし、団体の運営費の助成金を受けているのみの団体であるならば、事業に対する助成の申請は可能となります。

Q 6 : 提出書類に、団体の会則・規約・定款など団体の概要がわかるものとありますが、任意の参加者で集まった会のため、これらのものがありませんが申請できますか。

A 6 : ボランティア団体等の任意の参加者の集まりである会の場合につきましても、事業及び会計上の責任者を明確にしておいていただく必要がありますので、代表者、会員、会計について取り扱いを定めたものを整備していただければ、会則・規約・定款と同様のものとみなしますので、申請は可能です。

助成金のHPに規約例を示しておりますので、参考にしてください。

助成対象事業

Q7： これまで定期的に行っていた清掃事業について、この助成事業に応募したいと考えておりますが、これは可能でしょうか。

A7： 本事業は、市民憲章の趣旨に沿った公益的な活動の支援を目的としたものであることから、新規の事業のみを対象としたものではありません。よって、当該事業も応募の対象となりますが、助成を受けることにより活動の更なる活性化・活動規模の拡大を選定の際の基準としてありますので、その点について検討して企画を作成してください。

Q8： 募集要項の事業例以外の事業でも応募は可能でしょうか。

A8： 市民憲章の憲章文は、募集要項の3ページに記載してありますが、沼津市内の公益的な事業を幅広くカバーできるものとなっております。

事業例は、あくまでも一部の事業を記載したものとなっておりますので参考程度として捉えてください。

なお、助成金申請書（第1号様式）に、申請事業が該当する市民憲章文を記載する箇所がありますので、この部分も忘れずにご記入ください。

Q9： チラシ等の印刷のため団体関係者が所有する機器を利用した場合に発生した経費については助成対象にならないのでしょうか。

A9： 団体等が所有する機器を使用する際の機器使用料は、助成対象外となりますが、個別に紙やインクを購入した場合の経費については助成対象となります。

Q10： 電気光熱費などの経費が必要ですが、別表の助成対象科目に無い経費について助成対象にはならないのでしょうか。

A10： 電話代、電気代、水道代など当助成事業以外でも使用する可能性のある科目は、助成対象外となります。別表の助成対象科目以外の経費については、原則自己資金でまかなって頂くこととなります。

Q11： 除草作業を行うために刈払機の購入を考えています。
どの科目で申請したらよいのでしょうか。

A11： 助成の科目では備品購入費に該当します。ただし、助成の対象となるのは、事業の実施にあたって真に必要不可欠であり、事業実施後の取り扱いが明らかになっているものとし、その経費の2分の1を対象としております。
また、購入金額は標準付属品一式を含んだ額で判断します。

Q12： 活動に使用する機材について、備品購入費と消耗品費のどちらで申請したらよいのか迷っています。判断の基準はどうなっていますか。

A12： 備品は、基本的に購入金額が単価で1万円以上であり、その耐久年度が1年以上で長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるものを指します。

1万円未満のものについては、基本的に消耗品とみなしますが、領収書等において購入単価や数量が判断できないものについては助成の対象外となり申請の際には、購入単価と数量を収支予算書に明記してください。

Q13： 報償費は、どのような場合に計上すればよいのでしょうか。
また、講師に対しての食事の提供を行おうとする場合、どの科目に入れればよいのでしょうか。

A13： 報償費は、専門的な技能・知識が必要な者が会の内部にいない場合、外部から講師を招いた際に、謝礼として支払いをするためのものです。

また、講師に対する食事の提供は、弁当代など、社会通念上必要最小限の額を食糧費の科目として申請してください。

Q14： 講師に対して、謝礼の一部として図書券やお土産等の提供を行おうとする場合、助成の対象経費にいれてもよいのでしょうか。

A14： 講師に対しては報償費、旅費以外の経費は認めておりませんので助成の対象経費には含まれません。助成金において図書券等の有価証券やお土産等の経費は対象外となります。

Q15： 会員または構成員から、荷物搬送のためトラック等を借りた場合、使用料で支払うことは可能でしょうか。

A15： 使用料で支払うことが可能なトラック（貨客兼用自動車を含む）とはレンタカー、船舶またはバス借り上げを利用した場合に発生する経費が対象となります。

基本的に、当助成事業以外でも使用する可能性のある科目は、対象経費から除きますが、資材の運搬や観察等のため、会員または構成員からやむを得ず車両等を借りる場合は、車両等の借り上げにかかる領収書の他に「何を、何時、何処で、誰が、何のため」に借りたのか明確に示していただく必要があります。

これを明確に示すことができない場合は、助成対象科目以外の経費として、精算時に費用の返還が発生する場合があります。

Q16： 2年間にわたる事業を計画しています。その場合、来年度も助成事業として採択してもらえるでしょうか。

A16： 当助成金は、平成30年2月28日までに終了する事業が対象となりますので、今年度実施する活動に限る計画で申請して下さい。

その他 関連事項

Q17： 他の団体と合同で、事業を実施することを考えています。
その場合、申請はそれぞれの団体で行ってもよいでしょうか。

A17： 他の団体と共同で事業を行う場合は、事前に代表となる団体を決めていただいて別申請とせず、一申請として応募してください。

Q18： 助成金はいつ頃に振り込まれますか。

A18： 事業採択の結果は、平成 29 年 7 月 31 日までに通知します。

その後、事業採択した団体から、助成金交付申請書が提出され次第、迅速に概算払いにて指定された口座に振り込みをします。

なお、概算払いとなりますので、事業完了後に精算を行い余剰金が発生した場合には、余剰分の助成金の返還義務が発生しますので御了承ください。

Q19： 総費用が 10 万円以上の事業についても申請できるのでしょうか。

A19： 申請は可能ですが、1 件の助成額は 10 万円を限度としておりますので、限度額を超える事業費については、自己負担となります。

Q20： 助成金の交付決定書を受け取った後で、事業計画書に記載した内容と異なる事業を行う場合は、どのような手続きが必要でしょうか。

A20： 当初計画書に記載されている内容で事業を実施していただくことが原則ですが、事業内容を変更しようとする場合は、事前に協議会会長の承認を得ることが必要になります（事業を中止する場合も同様です。）。

いずれの場合におきましても、沼津市市民憲章活動支援助成金事業変更承認申請書（第 10 号様式）を事務局に提出してください。

事務局にて事業の内容を確認し、助成額の見直しを行います。が、事業拡大による助成額の増額は認めません。また、事業縮小の場合は、計画内容に応じて助成金の返還を求める場合がありますので御了承ください。

Q21： 事業終了後に実績報告書を提出することになっていますが、その際に添付する資料は何が必要でしょうか。

A21： 事業実施の際に撮影した写真、参加者への案内パンフレット・当日の配付資料など事業内容が確認できるものを添付してください。

Q22： 事業終了後に収支報告書に添付する領収書は、どのような形で提出すればよいでしょうか。

A22： A4判の紙に、科目毎にわけて領収書のコピーを張り付けてください。
また、領収書の内訳がわかる表があれば併せてつけていただき、ない場合は紙の余白に品名等を記載してください。

Q23： 事業実施後に収支が黒字となりました。
その場合受け取った助成金はどのようになるでしょうか。

A23： 事業実施後に実績報告書を提出していただき、助成金の額の確定をしますが、その際に、助成金を除いた収入が支出を上回った場合は、助成金交付額はゼロとなり、全額返還していただくこととなります。

また、当初見込んでいた収入より実際の収入が多い場合、または必要な経費が少なかった場合なども、助成金の一部を返還していただく場合があります。

なお、当初見込んでいた収入が実際の収入より少ない場合、また必要な経費が多かった場合などの、助成金の追加交付は認めませんので御了承ください。